

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：32610

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01968

研究課題名(和文) 公害患者運動の実証的・理論的研究 - 「地球環境問題」の原点としての「公害」再考 -

研究課題名(英文) Empirical research and theory study about movement of being affected by pollution : Reconsideration of pollution as the origin of global environment problem

研究代表者

江頭 説子 (Eto, Setsuko)

杏林大学・医学部・准教授

研究者番号：20757413

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：実証研究の成果として、地域における公害患者運動の展開と課題、住民による公害反対運動と労働運動の協働の難しさが明らかとなった。このことは、「資本の論理」と「生活の論理」という二項対立から捉えることの限界を示唆している。一方、被害構造論の視点から派遣労働者への新型コロナウイルスの影響の分析を試みたことにより、被害構造論が公害以外の領域での分析枠組みとして有用である可能性を示した。理論研究の成果として、時間的経過や価値観の変化に伴い、二項対立の構造で捉えるのではなく、多様な多角的な解釈が必要になるという課題が明らかとなり、その方法論と理論構築についての端緒を開いた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

公害による被害は、地域集約的に発生することから、住民運動としての公害予防運動や公害反対運動について研究の蓄積がなされてきたが、公害患者運動の独自の展開については歴史的にも研究史的にも看過されてきた。しかし本研究により、公害患者運動の展開と課題の一端が明らかにすることが可能となった。さらに公害患者らの経験とその意味について、時間や空間を隔てた多様な立場の人が、多様な視点から多角的に解釈することにより、「困難な過去」の経験を活かすことが可能となる。ただ、その方法と理論の構築、具体的な展開については、さらなる研究が必要となる。

研究成果の概要(英文)：There are three main findings in these case studies. First, activities and problems that movement of being affected by pollution in local area are cleared. Second, it is difficult to collaborate the labor movement and movement of against pollution. These things indicate that it was hard to grasp "the logic of the capital" versus "the logic of the life". Third, the damage structure theory is useful to analyze the influence of the covid19 on temporary workers. I also contributed to theory study that it is necessary to understand a meaning of the pollution experience not binary opposition, and pluralistic viewpoints. That's the reason why, the sense of value became changes with time progress.

研究分野：社会科学

キーワード：公害患者運動 大気汚染公害 住民運動 公害反対運動 労働運動 被害構造論 covid19 派遣労働者

1. 研究開始当初の背景

1960年代の日本の急激な高度経済成長と「全国総合開発計画」による都市化や工業化は、日本の各地で公害を引き起こした。公害による被害は、地域集約的に発生することから、住民運動としての公害予防運動や公害反対運動が活発化した。また、公害による被害は生態系の破壊だけにとどまらず人間への健康を害する被害を引き起こしたことから、公害患者とその家族を中心とした患者会が全国各地で組織され、公害防止・被害救済を求めて公害患者運動が展開されてきた。

公害問題と地域社会の関係についての研究は、住民運動としての公害予防運動や公害反対運動に着目して積み重ねられ、また裁判の和解後の研究は、「環境再生」を通しての「地域再生」やまちづくり運動と関連付けて論じられてきた。公害患者とその家族を中心とした公害患者運動は、住民運動と連携しながら展開されたことから、公害患者運動を住民運動としての公害反対運動の一部の運動、あるいは公害反対運動と一体化された運動としてとらえられる傾向にあった。公害患者運動は、公害反対運動、公害被害救済運動、公害裁判闘争運動、そして裁判和解後の運動と、その時代の社会の影響を受けながら、約50年間、運動を継続している。しかし、公害患者運動の展開についての研究が十分に蓄積されているとはいえないのが現状である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、公害患者運動に焦点をあて、公害患者運動の地域的展開の諸相と公害患者運動を支えた理論的な背景を明らかにすることにある。公害患者運動は、「住民運動冬の時代」と言われた1980年代以降も、裁判闘争運動という形で展開され、裁判に和解した後も、今日に至るまで公害患者運動を継続している。本研究では、公害患者運動が継続している要因について、各時期の運動の経過を踏まえて明らかにし、公害患者運動が今日まで何を「問い」続けているのか、そしてその「問い」が意味することについて考えていく。

3. 研究の方法

本研究では、公害の被害にあった人びと、なかでも大気汚染公害患者の集合行為としての公害患者運動に焦点を当て、50年に及ぶ公害患者運動の展開を丁寧に分析する。事例研究では、公害患者運動が展開されている岡山県倉敷市の「倉敷市公害患者と家族の会」を対象とする。分析する主なデータは、先行研究・文献、患者会の活動記録（総会議案書、患者会ニュース等の資料）、患者会の中心的なアクターおよび患者とその家族への聞き取り調査の記録である。

分析の方法は、公害患者運動そのものがどのような運動であったのか、その展開と課題を明らかにすることを目的として、運動の契機、主体、組織、そして住民運動としての公害反対運動など、公害に関わる他の運動や組織との関係を視野に入れた分析を行う。

4. 研究成果

(1) 地域における公害患者運動の展開と課題

公害患者運動においては、長引く訴訟を早期に解決させるために、新たな住民運動の構築と公害患者運動の再構築が追求され、その中で患者会は「公害地域の再生」という視点をもつに至った。その背景には、地域において公害患者とその家族は、日々の暮らしの中で地域から疎外されたり、公害による被害を受けていることを沈黙させられたりするという経験

をしていることがある。公害患者の体調の変化のひとつに、咳や痰が出るという症状がある。咳をしたり痰を出すという行為が、感染するのではないかという不安を周りの人々に抱かせ、公害患者は回覧板を数軒先に置かれたり、バスの中で咳をすると降ろされたりするといった経験をしていた。また家族や親族が被告企業に勤めている場合、公害患者の認定を受けること、ましてや訴訟の原告となることに対して、勤務先や家族から反対されることもあった。さらに公害患者として認定されると、「お金をもらって、よい暮らしをしている」と言われたりもした。

本研究で見てきた患者会の事例では、健康被害に着目した水島生協の存在があり、さらに協同病院が公害患者運動において重要な役割を果たしたことにより、健康被害を可視化し、患者を組織化することが可能になった。そして訴訟の和解後には、転地療養が実施され、周囲の目を気にすることなく、公害患者とその家族が参加できる貴重な機会となった。また、患者会が設立したあさがお会館は、公害患者とその家族が交流できる場を提供した。しかし、そうした機会や場を提供する必要があるということは、訴訟の和解後も公害患者とその家族が周りへ気兼ねをすることなく、安心して過ごせる機会や場が地域の中に少ないことを意味しているとも考えられる。こうした「困難な過去」をもつ公害患者とその家族だからこそ、訴訟の和解条項のひとつに「公害地域の再生」という視点を取り入れたのではないだろうか。そこには、地域の環境再生だけでなく、公害患者とその家族（未来の家族を含めて）が、地域から疎外されることなく、公害被害の経験を沈黙することなく、地域の住民のひとりとして生きることができるようになるという願いが込められているのではないだろうか。

患者会の会員にも、経験を語りたくない人、語れない人もいる。実際に筆者らが実施した聴き取り調査において「公害のことは話すようなことは何もない。思い出したくもない」という人もいた。それでも患者会の会長に、「今、話しておかないと　さんが苦労したこと、運動をしたことが残らないから」と説得され、語りだす人もいた。当初、話したくないといていた人が、実は訴訟当時の記録や新聞記事などの切抜きを用意していたこともあった。結果的には新聞の写真を見て、「これが自分だ。これが　さんだ」と説明し、訴訟のこと、転地療養での出来事などを語ってくれた。「聴く」人、「聴く」場があることによって「語られることがある」といえる。

地域の中には、語りたくない人、語れない人が多くいるだろう。そんな人たちに語るよう求めることは、思い出したくない、伝えたくない過去を語ることを強要し、時に暴力となる。しかし、深刻な公害という「困難な過去」を抱えた地域において、新たな「地域の価値」をつくっていくためには、「困難な過去」に向き合うことが必要である。患者会の会員だけでなく、「困難な過去」を経験した人たちの多様な「語り」に、私たちが真摯に耳を傾け、「困難な過去」のもつ意味を考えていく必要がある。

(2) 住民運動としての公害反対運動と労働運動

本研究では、住民による公害反対運動と労働運動（主に地区労）との関係について、それらの運動が協働することの意義と限界を明らかにしていく。1972年までの時点で、全国の公害反対住民運動の479団体において、労働運動組織と関りを持った団体は89（18.6%）であった（友澤 2018：11）。そのなかで、筆者は水島地区労と公害防止倉敷市民協議会（以下、公害市民協）との関係に着目した。

事例研究では、水島地区労が公害市民協に加盟した1968年から公害市民協を脱退した1978年の約10年間に焦点をあて、主に以下の二点について分析を行った。まず、なぜ地区

労が公害市民協に参加し、活動ができたのか、なぜ水島地区労は公害市民協から脱退することになったのかについてである。次に、労働運動におけるイシューとしての公害はいかなるものだったのか、どのような状況において労働運動は賃金や雇用という経済的理由の追求だけにとどまらず公害問題や環境問題に取り組み住民運動と連携するのか、そしてその過程においては、産業主義の論理を共有しこそすれ批判するものではなかったのか、それを乗り越える可能性、論理はあるのかについてである。その目的は「資本の論理」と「生活の論理」、すなわち仕事か生活かの二者択一の論理を越える理論を構築することにある。明らかとなった知見は以下となる。

水島地区労は1967年に岡山県倉敷市の全市的規模での公害反対住民運動組織である公害市民協に加盟したが1978年には脱退した。1957年に発足した水島地区労は、1968年に結成された公害市民協において主導的役割をはたし、公害反対運動推進の原動力のひとつとなった。水島地区労が公害市民協に加盟し活動的な背景には、医療を通して地域の労働組合や労働者と密接なつながりを持っていた水島生協と水島協同病院の存在があったこと、水島地区の労働組合が組織化の未成熟な時期であったことがあげられる。さらに、水島地区労において重要な役割をはたしたのが川鉄水島労組であった。労使協調を基本とする川鉄水島労組が水島地区労に加盟した背景には、水島コンビナートに立地する企業の労働組合の主力として影響力をもつという地域労組内における政治的な側面があり、地域的な政治活動の一種として公害問題に取り組んだことが明らかとなった。川崎製鉄の生産性の向上に伴い川崎製鉄水島工場での労働者も増加し、川鉄水島労組は、川鉄労連内および水島地域内での地位を確立した。そして水島地区労において中心的な役割を担いながらも、より広範な範囲での活動を求め岡山民協に加盟し、環境公害問題懇談会を設置した。この川鉄水島労組の影響力の増大が、水島地域の中核企業の労働組合と中堅企業ないし中小企業の労働組合の間の“溝”に影響を及ぼし、水島地区労の公害市民協からの脱退につながったこと、さらにその背後には川鉄水島労組の労使協調を基本とする「労働組合主義」が関係していることが明らかとなった。資本の論理は、「仕事をとるか、公害をとるか」という直接的な圧力だけでなく、労使協調を基本とする「労働組合主義」の浸透を通して水島地域内の各労働組合が共闘する力を弱め、公害反対運動を抑え込んだのである。

岡山県倉敷市の水島コンビナート周辺で発生した大気汚染公害問題においては、公害市民協と水島地区労の協働が実現し、公害反対運動の推進においてひとつの原動力となったが、水島地区労が公害市民協から脱退したことは、地域における公害問題や地域住民の健康や命の問題は、経済悪化、企業間や国際間の競争から生き延びるための合理化、企業の生産性向上による労働条件や生活の向上という、企業に雇用される労働者の課題を共有化し共闘することの難しさであり限界と言えるだろう。

(3) 被害構造論による派遣労働への新型コロナウイルスの影響

本研究から被害を潜在化させないために、被害者自身も気がつかない被害である「被害の非認識」、社会的な事情で被害を口にしない/できない「被害の沈黙化」に着目する分析枠組みが有用であることを示した。今後の研究課題として、コロナに感染した派遣労働者を対象としたより綿密な実証研究が必要となる。また被害の解決過程についても、<被害の潜在化>をさせず、被害放置を防ぐための方策等についての実証研究も課題である。筆者らの調査からは、派遣労働者が派遣先企業において情報へアクセスできない、リモートワークができないこと等により感染のリスクが高い働き方を余儀なくされていることが明らかとなった。

長期化し複雑化するコロナ禍において、コロナ問題の派遣労働者への今後予想される被害や明らかにされていない被害、そして派生的被害を防ぐために解明されるべき残された課題は多い。しかし、私たちは日々の報道や政策を追いかけるだけでなく、不可視化されようとしている被害、潜在化されようとしている数々の小さな訴えの中身に心をとめ、それらを可視化し、被害救済のための具体的な道筋を示していくことが求められている。

公害研究の蓄積から得られた分析枠組みは、新型コロナウイルス感染拡大の被害を可視化し、派生的被害を発生させないために有用になると考えられる。現時点で議論されている、「感染予防」か「経済の発展（維持）」かという議論は、大気汚染公害が多発した1960年代の「公害予防」か「経済の発展」かという議論と共通する要素がある。また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化と深刻化は、単なる影響にとどまらず被害となることが予想される。公害問題に関する研究の蓄積により明らかとなった被害構造の関連図式、派生的被害（二次的被害）によるアプローチが、新型コロナウイルス感染の被害構造を明らかにすることに有用となる可能性がある。

(4) 公害問題を研究する視点の再考

公害問題や環境問題の社会学的研究の問題領域で蓄積された加害 - 被害構造論は、被害を明らかにする理論として有用である。しかし、時間的経過や価値観の変化に伴い、多様な多元的な解釈が必要になるという課題がでてきた。「資本の論理」と「生活の論理」といった二項対立の構造で捉えるのではなく、現実社会のどこに価値のポイントを置き、誰が、どのように解釈するのかという視点が必要となってくる。その方法論、理論について現時点では明確に提示することはできないが、ひとつの方向性として対話的構築主義に視野に入れて検討している。

参考文献

- 江頭説子、2018「労働者派遣法改正と派遣労働の現状：派遣労働者の選別機能としての『直接雇用』転換と労働者の選択」大原社会問題研究所雑誌、718巻、P3-21.
- 江頭説子、2021「住民運動としての公害反対運動と労働運動 公害防止倉敷市民協議会と水島地区労を事例として」法政大学大原社会問題研究所/鈴木玲編、『労働者と公害・環境問題』法政大学出版局.
- 江頭説子、2022「『倉敷市公害患者と家族の会』の軌跡」除本理史・林美帆編、『「地域の価値」をつくる - 倉敷・水島の公害から環境再生へ - 』東信堂.
- 江頭説子、2023「補論 新型コロナウイルスの影響と派遣労働」大槻奈己編、『派遣は自由な働き方か』青弓社、2023年7月刊行予定.
- 藤川賢・渡辺伸一・堀畑まなみ、2017『公害・環境問題の放置構造と解決過程』東信堂.
- 船橋晴俊、2001「環境問題の社会学的研究」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊編『講座環境社会学 第1巻 環境社会学の視点』有斐閣.
- 飯島伸子、1884『環境問題と被害者運動』学文社.
- 友澤悠季、2018「公害反対運動と労働運動の接点をめぐる試論」大原社会問題研究所雑誌、713巻、P3-22.
- 除本理史・林美帆、2022「公害経験の継承と『環境再生のまちづくり』：多視点性が開く協働の取り組み」経営研究73(3) P15-24.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計2件

1. 著者名 江頭説子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 227
3. 書名 労働者と公害・環境問題 第2章「住民運動としての公害反対運動と労働運動」	

1. 著者名 江頭説子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 210
3. 書名 「地域の価値」をつくる 第3章「倉敷市公害患者と家族の会」の軌跡	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------